

面談相談を中止し、事前予約制 の電話相談を実施しております

山口県司法書士会総合相談センターの面談相談中止期間中の代替措置として
電話による法律相談実施について

【電話相談開催日】※予約は開催日の1ヶ月前から受け付けます。

〔令和4年〕 11月19日（土） 12月17日（土）

〔令和5年〕 1月28日（土） 2月18日（土） 3月11日（土）

【開催時間】 13:00～17:00（先着順）

1相談あたり20分程度

【相談内容】

不動産登記、会社登記、相続・遺言、成年後見等

※司法書士法及び司法書士施行規則に記載の業務に限ります。

【予約方法】

山口県司法書士会事務局

電話番号：083-924-5220（平日9:00～17:00）までお電話下さい。

※予約は開催週の木曜17:00に締め切ります。

【相談方法】

予約された時間になりましたら、受付時にご案内した当日専用ダイヤルへ電話をおかけ下さい。

※事務局の電話番号とは異なりますので、ご注意ください。

【ご利用にあたってのご注意】

- ・同じ内容についてのご相談は、お一人1回のみとします。
- ・相談時間は、20分以内とします。
- ・予約時間以外にお電話された場合、当日のご相談はお受けできません。
- ・相談者が相談の内容を録音することは、ご遠慮いただいています。
- ・非通知ダイヤルの場合は、お受けできない場合があります。
- ・相談を受けた相談員は、原則としてその場で相談者からのご依頼をお受けすることはできません。
司法書士の紹介を希望される場合は、山口県司法書士会(083-924-5220)にて紹介をさせていただきます。
- ・相談員が現在関与、若しくは過去に関与した相手方からのご相談はお受けできません。
- ・相談内容に妥当性を欠く場合、法律相談において紛争の価格が140万円以内の民事に関する相談でない場合、ご相談はお受けできません。
- ・提出書類の内容に及ぶ判断、特に相談者等が作成された登記申請書や訴状答弁書等について通用するか否かの判断に関する相談はお受けできません。